更別村地産地消促進計画

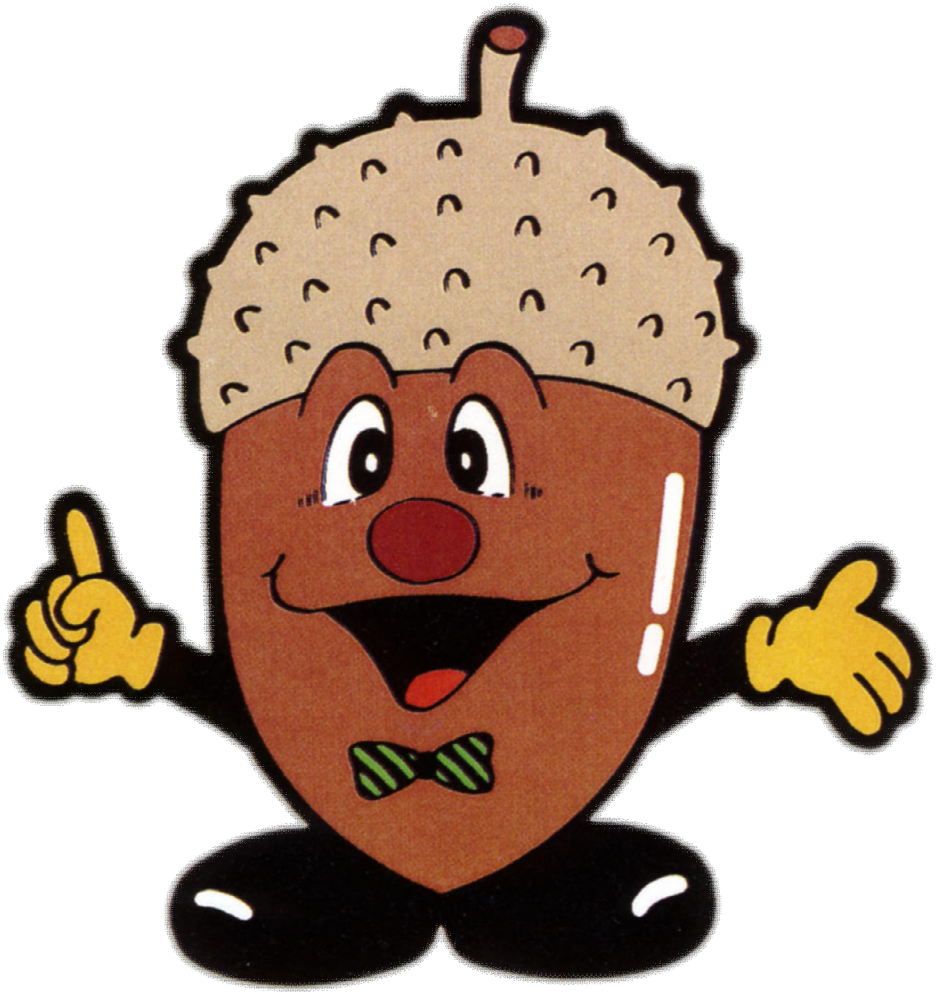

令和5年6月

更別村

１．趣旨

更別村は総面積の70％が耕地の農業地帯で、日高山脈のふもとに広がる平坦な耕地を基盤とした大規模機械化農業が特色となっています。１戸あたりの経営耕地面積が50ha を超える大規模経営を展開する中、より安全・安心な農畜産物の生産を目指して土づくりや減農薬を積極的に進めるとともに、環境にやさしいクリーンな農業を推進し、畑作では、じゃがいも・小麦・豆類・ビートの畑作物４品に加え、スイートコーン・グリーンアスパラ・玉ねぎなどの野菜を生産しています。畜産も盛んで、乳用牛は約4,600頭が飼養され、年間約26,000トンの生乳を生産。肉用牛は黒毛和牛を中心に約1,700頭が飼養されている代表的な農畜産物生産地域となっています。

一方、消費者にとっては、農畜産物の流通の多様化などにより、農畜産物を介しての生産者からの情報が伝わりにくい状況となっていることから、食の安全性に対する不安や不信へとつながっています。

また、国においては、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が平成22年12月に制定され、「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」（地産地消促進計画）を定めるよう努めることが示されました。

地域で生産された農畜産物を地域で消費する「地産地消」は、消費者にとっては生産者の顔が見え、新鮮で栄養価が高く安全・安心な農畜産物が供給されるとともに、生産者にとっても流通コストの低減や多品目少量生産でも対応できるなど多くの効果が見込めます。

このため、生産者、消費者及び関係機関、団体等が「地産地消」に関する共通認識を持ち、協働により「地産地消」に取り組む指針として「更別村地産地消促進計画」を策定するものです。

２．計画の位置付け

この計画は、本村における地産地消のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、これまで推進してきた「更別村地産地消推進計画」を継承するとともに、六次産業化・地産地消法第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づけるものです。

３．計画の期間

この計画の期間は、2023年度（令和５年度）から2027年度（令和９年度）までの５年間とします。ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合は、必要に応じて所要の見直しを行なうこととします。

４．推進体制

この計画は、更別村、更別村農業委員会、更別村農業協同組合、北海道農業共済組合、十勝農業改良普及センターで構成する更別村農業経営・生産対策推進会議に設置している「地産地消推進本部」が主体となって、更別村教育委員会、北海道更別農業高等学校、更別村観光協会及び商業者等と連携しながら推進するものとします。

５．施策の内容と目標値

施策		取組内容	取組主体	現状値 （R4）	目標値 （R9）
1	地産地消を活かした産地づくり	多様な品目と生産者の拡大	農協 村	７品目 107名	10品目 115名
2	生産者と消費者の交流活動	農作業体験の実施	生産者 教育委員会 保育所	４箇所 12回	５箇所 15回
		ふるさと館加工研修室の利用促進	消費者 生産者 高等学校 村	７回 46名	10回 60名
		料理レシピの作成・配布	農協 高等学校 観光協会	２種類 46部	４種類 60部
3	直売活動の推進	直売所等の充実	生産者 農協 商業者 村	１回	１回
		イベント参加等の充実	生産者 農協 商業者 村	３回	３回
4	学校等における利用促進	学校給食での利用促進	農協 教育委員会 村	19品目	21品目
5	農畜産物加工品の利用促進	加工品の種類の増加	生産者 高等学校 村	28品目	35品目